



# あべきみこ活動 REPORT

あべきみこ事務所

〒131-0043  
墨田区立花4-1-8  
Tel.03-3610-0777  
\*URL: <http://www.abekimi.info>  
\*e-mail: [abekimi@abekimi.info](mailto:abekimi@abekimi.info)



2009年 活動報告夏号  
第2回定例会報告 No.1

墨田区議会議員あべきみこ  
広報・宣伝紙  
東京都墨田区吾妻橋1-23-20  
電話 03-5608-6197（直通）

6月9日より平成21年度第2回定例会が始まりました。

10日に開催されました本会議において子育て支援として保育園の待機児童解消について、福祉相談員（保育ママ）制度の充実、子育ての環境整備、裁判員制度の参加を後押しするための支援策についてと、高齢者支援として『静養ホームたまゆら』の火災事故を踏まえての今後の区の対応についてと介護が必要な高齢者の施設整備についての2点について質問いたしました。

今回は保育園の待機児童解消について本会議で質問した内容と答弁の一部を報告させていただきます。

今後も区民の皆様の声が反映されるよう努めてまいります。引き続きのご支援・ご協力をお願い申し上げます。

## Action 定例会報告

### 《質問》

近年保育園、認証保育所の開設と施設の設置については整備されてきました。平成21年度から23年度までの3年間で保育定員を270人以上確保する「墨田区保育園待機児童の解消を目指す緊急3カ年計画」が今年の6月に策定されました。しかし、出産後も働き続ける女性や不況の影響で家計を支えるために新たに働きたい女性が増え、保育所利用者が急増しました。保育園の入園希望者の中には、選考の優先順位が高いフルタイムで働く世帯でも入所できなかった事例も聞いています。また、南部、北部地域についても格差が生じ、北部地域ではパート勤務でも入園できたが、南部地域ではフルタイム勤務でも待機児童となってしまいました。現在の審査のポイント制は、平成13年に改正したものの、この数年で社会制度や慣行、保育園の需要のニーズが大きく変わってまいりました。そういった中で、現在、保育園の入園基準となるポイント制について、改正するべき時期と思います。例として、所得の低い世帯についてもポイントを加味するべきと思います。さらに、勤続年数によるポイント加算については、新たに仕事をする人には不利になるため、見直しをするべきと思います。

今年度から「認証保育所保育料負担軽減助成金」の交付金額が引き上げられましたことは、高く評価しますが、しかしながら、認可保育園と認証保育所の保育料の差は歴然で、パート収入や収入の低い家庭では、認証保育所に預けて働くことと保育料の支払いに追われ、生活水準の向上にはつながりません。南部地域、北部地域の格差について認可保育園、認証保育所の保育料の格差の改善とポイント制の見直しについて、区長の考え方を伺います。

### 《答弁》

「保育の実施選考基準」の見直しは、入園申込者全体に与える影響が大きく、その必要性の有無も含めた検討が必要である。当面は現行の選考基準を維持し、社会情勢や保育ニーズに大きな変化がみられるような場合に、基準等の見直しも含めて考えたい。認証保育所保育料の助成は、これまで一律1万円としていたものを、認証保育所と認可保育園の保育料月額差額に応じ、それぞれ1万円、1万5千円、2万円を助成できるように改善した。この制度は本年度から開始したばかりであり、今後検証を行い必要な見直しをしたい。保育サービスの需要と供給のバランスを確保しながら、まずは「墨田区保育園待機児童の解消を目指す緊急3カ年計画」を着実に実行していくことで、保育園待機児童の解消につなげていきたい。



## Action 定例会報告

### 《質問》

家庭福祉員（保育ママ）制度は、待機児童の解消として、保育ママの増員が一つの施策でもありますが、これまでも墨田区では保育ママの募集を行ってきましたが、保育ママのなり手がなかなかいないという状況でした。一つの要因として、保育ママさんが一時的に保育ができないような場合の支援体制が十分でなかった点があったと思います。今年度より保育ママが一時的に保育ができない場合、公立保育園と連携することで支援体制を充実させたと聞いています。その影響だけではないと思いますが、今年度は保育ママの募集に3人の方の応募があったと聞いています。

また、子供のためにも複数の保育ママが保育することも大事だと思います。厚生労働省では、2008年の児童福祉法の改正に伴い、2010年から実施される「家庭的保育事業」について、乳幼児を持つ母親でも保育ママになれるよう要件を緩和する方向で検討に入りました。現行では、保育ママの要件は、現に養育する就学前の児童又は介護の必要な者がいないことと規定されていますが、厚生労働省では制度の拡充に向けて要件の緩和が必要として、一定の研修を受ければ、無資格者や就学前の子供がいても保育ママになれるよう省令を改正するとしています。

ベテランの保育士と一緒に、保育士の資格のない人をアシスタントとしてでもいいと思います。そのアシスタントは、例えば母子家庭の若い母親が子供を育てながら働く、そして保育士の勉強をするという形で雇用を拡大し、母子家庭の貧困の連鎖を食い止めることもできるのではないのでしょうか。

また、自治体向けのガイドラインでは、保育ママの質の確保や保育ママに対し定期的な巡回や必要に応じた相談体制づくりも必要としています。さらに、制度の充実を図るために、退職する保育士の再任用等で保育ママの一時的に保育できないときの支援や相談業務等のサポート体制の充実を図るべきと考えます。

保育ママ制度は、新たに保育所を設置するよりも少ない費用で保育需要に対応できます。「墨田区保育園待機

児童の解消を目指す緊急3カ年計画」の中にも、家庭福祉員（保育ママ）の業務支援を行い、増員を図るとありますが、どのような支援を考えておられるのか、伺います。

待機児童の解消は、安心して子供を産み育てる環境の整備として早急に解決しなければならない課題です。区長のご所見を伺います。

### 《答弁》

家庭福祉員は応募者が少なく、業務の支援体制が課題である。今年度から区立保育園との連携による代替保育を実施し、家庭福祉員が保育できないときに区立保育園で受託児を一時的に預かるほか、定期的に保育士が家庭福祉員を訪問するといった支援を行う。また、家庭福祉員又はその補助者に自分のお子さんがいても、他の受託児と一緒に保育できるように制度を改正すべきとのご提案につきましては、国は「家庭的保育のあり方に関する検討会」の審議等を踏まえ、家庭的保育事業に係る要件の緩和について検討中であると聞いております。

家庭福祉員は待機児童解消の重要な担い手であり、今後も増員に向けたPRや支援に力を入れたい。国及び都の動向や他の自治体の例も参考にし、家庭福祉員制度の充実に向け検討したい。



ただ今、あべきみこ後援会「墨田げんき応援団」への参加を大募集しています。後援会にご加入いただき、「あべきみこ」と一緒に『元気なすみだ』をつくりましょう。

### ★問い合わせ先★

〒131-0043 東京都墨田区立花4-1-8  
TEL: 03-3610-0777 fax: 3610-0770  
mail: abekimi@abekimi.info

